

議案第 13 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（平成 16 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「必要とする資金」の次に「のうち、小口零細企業保証制度資金以外のもの」を加え、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 小口零細企業保証制度資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、国が定める小口零細企業保証制度に基づき千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が債務の全額を保証するものをいう。

第 3 条中「前条第 3 号及び第 5 号から第 7 号まで」を「前条第 3 号、第 4 号及び第 6 号から第 8 号まで」に改める。

第 4 条第 1 項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第 4 号中「市民税の課税対象者であるときは、当該市民税」を「市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税」に改め、同項第 6 号中「千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）」を「保証協会」に改める。

第 19 条を第 20 条とする。

第 18 条中「委員には、別に定めるところにより」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、」に改め、同条を第 19 条とする。

第 17 条を第 18 条とし、第 13 条から第 16 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 12 条第 1 項第 1 号中「目的に」を「使途に」に改め、同条第 3 項第 1 号中「目的に」を「使途に」に改め、同項第 3 号中「により」の次に「融資資金の」を加え、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を滞納したとき。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（保証協会及び融資金融機関の責任の共有等）

第 11 条 保証協会及び融資金融機関は、融資資金（小口零細企業保証制度資金を除く。）の融資について国が定める基準に従い責任を共有するものとする。

2 保証協会及び融資金融機関は、中小企業者に対し、相互に連携して融資資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。

3 市は、前項の規定による経営支援について中小企業者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。

別表小規模事業資金の項の次に次のように加える。

小口零 細企業 保証制 度資金	小規模企業者	1,250 万円	運 転 資 金	5 年以内	市と融資金融 機関との間で 定める利率
			設 備 資 金	7 年以内	市と融資金融 機関との間で 定める利率

別表中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 小口零細企業保証制度資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて1,250万円とする。ただし、小口零細企業保証制度資金の融資を受けようとする場合において、信用保証協会の保証を受けた融資の元本の残高があるときは、1,250万円から当該残高を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

理 由

信用保証協会の保証付き融資について信用保証協会と金融機関との責任共有制度が導入されることを踏まえ小規模企業者に対する円滑な資金融資を確保するため責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度が創設されることに伴い、本市において小口零細企業保証制度資金を創設するとともに、信用保証協会と金融機関との責任の共有等について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。